

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和6年11月26日(火)			
会議時間	開会	午前10時27分	閉会	午前11時20分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
委員外議員	委員 小野寺 道雄			
	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
	議員 武田 ユキ子		議員 佐藤 敬一郎	
遅 刻	遅 刻 な し			
早 退	早 退 な し			
欠席委員	欠 席 委 員 千 葉 大 作			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷主幹兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員	な し			
本日の会議に付した事件	<p>1. 議会改革について</p> <p>(1) 歳入予算・決算に係る分科会審査手法について</p> <p>(2) 議会からの監査委員の選出について</p> <p>(3) 本会議での議員の呼称について</p> <p>(4) 一般質問(時間制限・重複回避)について</p> <p>(5) 政務活動費(増額、宿泊費見直し)について</p> <p>2. その他</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会記録

令和6年11月26日

(午前10時27分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は5名であります。
定足数に達していますので、これより議会運営委員会を開会いたします。
千葉大作委員より、欠席の旨、届出がありました。
千葉大作委員が欠席のため、佐藤敬一郎議員が委員外議員として出席しています。
録画、録音、写真撮影を許可していますので御了承願います。
初めに、お諮りいたします。
本日は、議会改革について多岐にわたる内容の協議であることから、委員外議員からの発言も随時受けたいと思いますが、さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、委員外議員の発言も随時受け付けながら進行いたします。
本日の案件は、御案内のとおりです。
初めに、(1)歳入予算・決算に係る分科会の審査手法についてから(3)の本会議での議員の呼称についてまでを議題といたします。
これらの案件については、前回までに提案説明、質疑、意見交換を行っており、特に修正等の意見はなかったところであります。
本日は採決を行いたいと思いますが、その前に改めて確認が必要なことや意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑、意見交換を終わります。
それでは、(1)から(3)までの決を採りたいと思います。
内容については、以前、皆さんのほうにお示ししております。
(1)の歳入予算・決算に係る分科会の審査手法についてから(3)の本会議で議員の呼称についてまでは、正副委員長の提案内容のとおり決定することに御異議ございませんか。
千田委員。

千田委員 : (1)から(3)まで、それぞれ1つずつ、項目ごとに採決をお願いしたいと思います。

委員長 : それでは、ただいまの意見のとおり、(1)から個別にしたいと思います。
(1)歳入予算・決算に係る分科会の審査手法についての決を採りたいと思います。
正副委員長案については前回お示ししてございますけれども、そのとおり進めることとして決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がございませんので、正副委員長の提案のとおり決定することにいたします。
以上で、(1)歳入予算・決算に係る分科会の審査手法についての協議を終わります。
続いて、(2)議会からの監査委員の選出について、これについて御意見はございますか。
小野寺委員。

小野寺委員 : 正副委員長案の現状のとおりとするということについては特に異議はないのですけれども、例えばこれからいろいろな住民監査請求などを出されるケースが想定されるわけですけれども、その際の議会選出の監査委員の立ち位置について少し整理しておく必要があると思います。

委員長 : 今の小野寺委員の発言については、あくまで議会選出の監査委員を出すかということで今までやってきたと思うのですけれども、その辺の立ち位置ということになると、またその中身を精査しなければいけないと思うのですけれども、趣旨的にはどうですか、どのような発言の内容になりますか。
小野寺委員。

小野寺委員 : 議会から監査委員を出すことについて異議はないのですけれども、例えばさっき申し上げたようなケースが想定される場合の議会選出監査委員の立ち位置というか、そういうものを少し整理しておく必要があるかと思います。

委員長 : 休憩します。

(休憩 10 : 32~10 : 37)

委員長 : 再開します。
小野寺委員からの御発言は意見ということで伺っておきたいと思いますが、議会運営委員会の中では、議会選出の監査委員については今までどおり選出することにしたいと思いますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : なければ、そのように決めます。
以上で、(2)議会からの監査委員の選出についての協議を終わります。
次に、(3)本会議での議員の呼称についてであります。
これについても正副委員長が提案してございますけれども、正副委員長案ということで、今12月通常会議から本会議における呼称は「〇〇議員」ということで正副委員長案にしておりますけれども、これについて御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、そのように決定したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : それでは、そのように決定することにいたします。

以上で、(3)本会議での議員の呼称についての協議を終わります。

議長のほうから何かございましたら、発言願います。

当委員会では、呼称についてはさよう決定したということで、12月通常会議から行ってほしいという思いでありますけれども。

勝浦議長。

議長 : 休憩いいですか。

委員長 : では、休憩します。

(休憩 10 : 38～10 : 39)

委員長 : 再開します。

次に、(4)の一般質問について及び(5)の政務活動費についてを議題といたします。

この項目についても既に提案説明、質疑、意見交換を行っておりますが、若干意見が分かれているところであります。

改めて正副委員長の提案内容と、これまでいただいた意見について事務局のほうで整理しておりますので説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記 : それでは、一般質問についてから説明させていただきます。

初めに、これまでいただいた主な意見でございますが、大きくは3点ございます。

まず、日本共産党一関市議団からは、往復方式を維持するのであれば一般質問の時間は会派ではなくて、個人に1人上限60分として配分すべきであるといった意見をいただいております。

次に、武田議員のほうからは、議員が減り、全ての議員が1時間ずつ一般質問をしても、多少時間外にはなるものの、3日間で消化ができると。

他市の事例など、もう少し掘り下げをして、できれば日本共産党一関市議団が提案する形に近いものにもすることも必要だという意見がありました。

それから小野寺道雄委員からは、代表質問の時間配分について、一般質問の会派持ち時間と合わせて調整ができるような弾力的な運用が必要だといった意見があったところ です。

下のほうに、仮に1人60分とした場合の一般質問の時間を試算した結果を記載しております。

現在、会派の持ち時間は上限いっぱいでの通告時間に実はなっていないので、単純に比較はできないところですが、全員が60分の通告時間にしたと仮定して試算し、現状と比較したところでは、

結果は御覧のとおり、時間は増加しますが、3日間にならずと1日当たり1時間程度の増加にとどまる試算結果になったところでございます。

協議の参考にしていただければと思います。

もう一度、提案内容を御確認いただきたいと思います。

赤の箱書きの中になります。

提案の1つ目の丸、まず現状の往復方式を維持するという提案です。

なお、議員の質問時間を確保するために市当局には簡潔な答弁となるようお願いするということになります。

2つ目の丸、会派内では質問内容が重複しないように通告前に調整するということ、それから会派を越えた事前調整は行わないですけれども、必要に応じて該当する議員の間で質問内容の確認を行うということになります。

なお、本会議で、もし前者の質問で理解した場合については、質問を省略するなど、柔軟に対応してはどうかという提案でございます。

3つ目の丸、時間配分は現状の3日間を超えない範囲における可能な対応について今後検討を継続するという提案でございます。

例えば、会派の配分にするか、個人の配分にするか、1人当たりの上限時間はこれでいいのか、代表質問の時間はどうするかといったことにつきましては、やはり1回、2回協議をして終わりという簡単なものではないと認識しておりますので、こういった提案となっているところでございます。

以上の内容となりますので、いただいた御意見は提案内容と違ったものではなくて、この提案内容の方向性に合致したものであるということでございますので、改めて御確認をお願いできればと思います。

次に、政務活動費について、説明をさせていただきます。

こちらについても、まずはいただいている御意見からの確認になりますけれども、日本共産党一関市議団のほうからは、議員報酬を引き上げたばかりでありますので政務活動費は現状のまま様子を見たいといった意見がございましたし、宿泊料の基準額につきましても規定より高くないホテルもあるので、宿泊料の基準額も現状のままでよいのではないかとといった意見がございました。

提案内容を御確認いただきたいと思います。

赤の箱書きの中ですけれども、提案内容については、まず丸の1つ目、令和6年度の実績を踏まえた形で、もし現状の金額で政務活動に制限が生じているということが確認できるような場合は、増額する方向で任期中に市長へ特別職報酬等審議会への諮問を要請するといった内容です。

それから丸の2つ目、宿泊料についてですけれども、宿泊料の基準額は増額する方向で調整するという提案です。

ただし、これも令和6年度の実績であったり、宿泊料の物価変動であったりの状況を踏まえて判断するということしております。

なお、来年4月からになりますけれども、国家公務員の旅費が見直しになるという情報が入っております。

職階によりますけれども、東京出張の場合は1泊1万9,000円を上限とするということで、ただ実費支給になるということでございます。

以上、情報提供となります。

丸の3つ目になります、会派に属する議員個人への政務活動費の交付につきましては、会計処理上、煩雑になる場合がありますので行わないとする提案です。

今と同じく、会派への交付としたいという提案でございます。

ただ、交付手続や精算などは会派ごとになりますけれども、政務活動を個人で行うということは特に問題はございませんので、今までどおり進めていただければと思います。

ということになりますので、政務活動費につきましては一般質問とは違いまして、提案内容と、いただいている日本共産党一関市議団からの意見については少し隔たりがある状況でございます。

説明は以上でございます。

委員長：事務局の説明が終わりましたが、この2件について、当初の予定では、本日、決を採ることとしておりましたが、今、説明のあったとおり、もう少し議論を深めてから結論を出すということにしたいと考えております。

本日は、これまでの意見などを踏まえて、今後の協議の方向性などについて意見交換したいと思っております。

まずは、本日、決を採らないで先延ばしになりますけれども、この2つの案件についての皆様の御意見、まず一般質問についてから御意見をいただきたいと思っておりますけれども。

岡田委員。

岡田委員：いろいろ調整いただいてありがとうございます。

提案の中で、当局に対しては簡潔な答弁を申し入れるということがあるのですが、これについては、これまでも適宜行ってきていただいているように思っておりますが、やはり質問内容によっては、かなり当局の説明が具体的なものがあったりして、時間が長いという場面が毎議会で見られると私どもは受け止めておりますので、やはりこの件についてはしっかり議員の質問時間を確保するということが必要だと改めて感じました。

それで、事務局から話もありましたが、議員の質問時間が大幅に長くなるという、計算上ですが、3日間にならせば1時間程度だということを踏まえると、やはり1人60分の枠で公平に進めるということが議会改革の名にふさわしい状況にあるのではないかと感じました。

委員長：そのほかございませんか。

武田議員。

武田議員：質問時間についてですけれども、これまでも私の立ち位置からですが、1人会派ということになりますと、今ですと40分ということです。

ただ、やはりそれぞれ一般質問の時間というのは、そもそも議員の権利と義務というものでありますから、上限というものを定めてあるとすれば、その上限は等しく、その権利と義務を果たす、そういう観点から同じであってほしいと。

会派でのやり取りについて取り入れるということがどうなのかということまでは考えたことはございませんが、いずれ独り身になってみて、身にしみる大変重要なことなので発言をさせていただきます。

よろしくをお願いします。

委員長：この案件につきましては、今まで随分、皆さんで議論してきたところであります。

確かに、昔と違いますか、今までの議員の数からしても大分減ってきていることは確かですし、当時、40分掛ける会派の人数というのも議員の人数が多いときの1つの方法としてはこういうことだよねということになったのだと思いますけれども、時代が変わってきておりますので、その辺については議論の中で出たように、検討してもいいのではないかという話は確かにあると思います。

先ほど申したように、これについて今日は決を採りませんので、再度、各会派のほうでお話しをしていただいて、今の岡田委員の話、それから武田議員の話も含めて、再度、各会派のほうで協議していただきたいと思います。

次回には決を採りたいと思っておりますので、次回までの各会派の検討をお願いしたいと思っております。

各会派等の御意見がここにありますので、この中身もぜひ会派の皆さんにお示ししていただきたいと思っております。

それから3番目の代表質問の時間配分についても、今回は一般質問ということでやっておりますけれども、代表質問についての小野寺委員からの御提案もございましたので、それについて合わせて御検討していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

勝浦議長。

議長：休憩いいですか。

委員長：休憩します。

(休憩 10:51~11:06)

委員長：再開します。

(4)一般質問については、正副委員長の案を示してはございますけれども、この議会運営委員会の中での各会派、個人の意見等をぜひ各会派にお持ち帰りの上、再度検討をお願いしたいと思います。

それで、決については次回ということではなくというお話もございましたので、決につ

いては、再度、正副委員長のほうで検討したいと思いますので、いずれこの問題については各会派のほうで掘り下げていただきたいと思います。

さよう取り進めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：それでは(4)については、そのように進めることにします。

(5)の政務活動費について、皆さんのほうから御意見がございましたらお願いします。

先ほど申したように宿泊料については、いずれ任期中であっても宿泊料についての検討は出てくることは可能でございますけれども、政務活動費についての引上げ等についてはあくまでも特別職報酬等審議会にかけなければいけないものですから、現時点においてはなかなか判断が難しいということで、今任期中に私どもについてはその状況を確認した上でやったほうがいいのではないかということでの正副委員長案でございました。

この辺についてはいかがですか。

千田委員。

千田委員：政務活動費については、いずれ検討するには特別職報酬等審議会への諮問が必要ですので、この提案のとおりでいいと思います。

宿泊料ですが、この1年間で物すごい急激に上がっていますので、先日、私がテレビを見ていたら、その原因が、1つは、今、宿泊料を決定するのがA Iで決定するというところで、インバウンドの増加に伴って、要するに何月のこの辺りは非常に宿泊客が多いために上げても宿が埋まるという状況があるので2倍ぐらいになるということで、3割、5割ではなくて2倍ぐらいに、特に観光客数が都内に多いという状況でした。

ですから、閑散期には逆に言うとうまいとA Iがそういう判断をするというようなことがありましたので、私どもが視察研修に行く場合は閑散期とか繁忙期は関係ないときに行きますので、今までの宿泊料の基準では、視察先によっては、例えば都内であるとか、観光地に近いところは非常に困難な状況なので、宿泊料については、何々地域はこの基準とか、そういうダブルスタンダードみたいなものもありかと思うのですが、いずれ間に合わない場合が現実には発生していますので、それについては検討してもらうように頼みます。

委員長：武田議員。

武田議員：直接この項目ではないですが、例えば、政務活動費が必要であれば、上げるということについて特に問題はないと思いますが、使途基準についてもう少し柔軟にしてほしいというところがあり、柔軟というか、出していないからどう御意見が出るかは分かりませんが、例えば1人ですと、なかなか視察先で受入先が見当たらないので、いろいろな勉強会とかはありますが、行政とのやり取りは難しいということで、政務活動費を使わないということについても問題視されていることの理由としてはそういうようなこともあります。

また、広報を出そうとしようと思うのですが、これはまた例えば全市に配布するとなると、かなり政務活動費の中身ではほとんど難しい、持ち出しが大変だと、かといって二、三年ためてやるというわけにもいかないということから、例えば自分は一関地域に住んでいるので、地域限定の議員活動広報を了とするかどうかというようなものも、ある程度、検討していただければ政務活動費の使用が可能かと思っていますので、これは私からの今の立ち位置からの情報でございますので、何らかの形のときに協議していただければありがたいです。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：政務活動費全体の中での考え方とすれば、例えば、今、現状の基準というのはあるのですがけれども、政務活動費のそれぞれの持っている枠の中で、宿泊料について1万5,000円、1万六、七、八千円になっても、政務活動費の支給の範囲内で、あと自己負担も含めて柔軟に対応できるような使い方も必要になってくるかと思っておりますので、その辺は、要するに1人当たり月1万5,000円の範囲内でいいかどうかとは別に、やはり考え方としては、さっき言ったような自分たちの会派、それぞれの個人の会派の政務活動費の中で調整は可能なのかと、基準を外したらいいのではないかと思います。

委員長：休憩いたします。

(休憩 11:13~11:17)

委員長：再開します。

いずれこの政務活動費につきましては、正副委員長の案は、あくまでも実情を踏まえた上で政務活動に制限が生じているような場合についてはやはり上げるということで特別職報酬等審議会への諮問を市長に要請したらいいのではないかと、あくまでも現状を把握してからということで、特に令和6年度から政務活動費が制約なく使えるようになってきましたので、その前はコロナ禍で使えなかったケースもあったものですから令和6年度の実績を踏まえてということで提案しているところです。

それから宿泊料については、現在の基準が1泊1万3,100円という基準があるものですから、この基準の撤廃とか、基準をどのようにするかということについては、あくまでも私どもの政務活動費の中で使えるようにすればいいのではないかとという案もありますけれども、その辺の基準をどのように取り扱うかということについて皆さんにお諮りしているところでありますので、これについても今年度の実績を踏まえながら判断する必要があるのではないかとということでもあります。

それから、もう一つは個人に政務活動費を支給してくれというようなお話でしたけれども、現在の手続上はあくまでも会派に対する交付ということにしておりますので、中身、使い方については個人で使うことも可能でありますので、それについては会派のほうで、そのように取り扱ってもらえればいいのかと。

あくまでも、手続上、非常に煩雑になるものですから、個人への交付はしないという

ことで進めたいという考えでありますので、この件についても先ほどと同じように各会派にもう一度、持ち帰って、現状を確認し合って、再度、私ども正副委員長が提案した内容について御協議願いたいと思います。

そういうことで今日の決は採りませんが、再度、会派にお持ち帰りいただきたいと思います。

そういうことで今日のところはとどめておきたいと思いますが、さよう進めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、2件については各会派のほうにお持ち帰りの上、御協議願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で(4)の一般質問について及び(5)の政務活動費についての協議を終わります。

本日は、このような状況の意見交換をしたということで御報告をひとつよろしくお願いします。

次に、2のその他に入ります。

皆様のほうから何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で予定した案件の協議は終わります。

本日の協議事項につきましては、各会派へ持ち帰りの上、御報告をよろしくお願いします。

次回の議会運営委員会の開催については、後日連絡いたしますので、よろしくお願いします。

以上で本日の委員会を終了します。

お疲れさまでした。

(午前11時20分 終了)